

指定都市の「平成 29 年度国の施策及び予算に関する提案 (通称：白本)」について

(1) 「国の施策及び予算に関する提案 (通称：白本)」とは

「国の施策及び予算に関する提案 (通称：白本)」とは、大都市行政を推進する上で、国の理解・協力を得なければならない指定都市共通の事項についての提案書です。

政府予算案への反映に向けて、関係府省及び政党に対し、各指定都市市長及び議長による要請行動を実施しています。

(2) 平成 29 年度白本 (平成 28 年度作成分) の進め方について

今年度の白本のとりまとめ幹事市は、名古屋市です。

1 月～4 月	提案事項等の調整 (原局局長会議に依頼し、提案事項候補案が提出される)
6 月 3 日	提案事項・提案書案等の協議・全体調整 (各指定都市の企画・財政担当課長合同会議)
6 月 7 日	大都市行財政制度特別委員会へ報告 (今年度の白本の提案事項 (案) 等について)
6 月 13 日	提案事項・提案書案等の協議・全体調整 (各指定都市の企画・財政担当局長合同会議)
7 月上旬	提案書の確定 (各指定都市市長・議長決裁)
7 月中旬 ～8 月上旬	各指定都市市長・議長による要請活動

(3) 提案事項 (案)

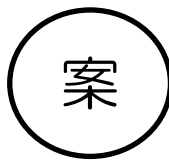
- 税財政・大都市制度に関する提案事項 : 5 項目
- 個別行政分野に関する提案事項 : 10 項目

※各提案事項 (案) の概要は、裏面のとおり

【提案事項（案）の概要】

	提案事項	提案内容
税財政・大都市制度関係	1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正	消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高める。
	2 大都市税源の拡充強化	大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲。
	3 国庫補助負担金の改革	国と地方の役割分担の見直しを行った上で、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲。
	4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	地方交付税総額の必要額を確保。臨時財政対策債は廃止し、地方の財源不足の解消は地方交付税の法定率引上げによって対応。
	5 多様な大都市制度の早期実現	従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現。
個別行政分野関係	6 児童福祉施策の拡充	待機児童対策をはじめ、子ども・子育て支援新制度の充実、子育て家庭の経済的負担の軽減、児童虐待防止対策や社会的養護の充実、子どもの貧困対策の推進のため、財政措置の拡充など必要な措置を講ずる。
	7 県費負担教職員制度の見直しに伴う適切かつ確実な財政措置	県費負担教職員の給与などの負担、定数の決定、学級編制基準の決定等、県費負担教職員制度に係る包括的な権限が指定都市に移譲されることに伴い必要となる財源について、道府県が提供している教育行政の水準を維持できるよう、教職員給与はもとより、移譲により生ずる事務関係経費を含めた所要額全額を適切かつ確実に措置する。
	8 医療保険制度の抜本的改革	国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度として再構築するため、国の責任において医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を実現する。
	9 インフラ施設の長寿命化対策	今後、指定都市が所管するインフラ施設の多くが、建設後50年以上を経過し、老朽化が進むことから、計画的な維持管理・更新等に必要となる財源を確保するとともに、新技術などによるコスト低減手法の開発・支援に努める。
	10 生活保護の更なる適正化及び生活困窮者支援に対する財政措置	生活保護制度の更なる適正化を推進するため、生活保護費の全額国庫負担、貧困ビジネスの規制等の必要な措置を、地方公共団体の意見を十分踏まえ、国の責任において講ずる。
	11 介護保険制度の円滑な実施	介護保険制度を円滑かつ安定的に運営できるよう、地方公共団体の意見を十分反映し、制度改正や介護報酬の改定等を行う。
	12 訪日旅行の需要拡大及びMICE誘致推進のための環境整備	訪日旅行やMICE誘致による経済効果の拡大を図るため、訪日外国人の受入環境の整備及びインバウンドを促進する取組、地域の特性に即したMICE誘致が円滑に推進できるよう、引き続き十分な予算の確保と支援の拡充を図る。
	13 正規雇用及び長期的な雇用につながる雇用施策の推進	地域の持続的な発展を図るため、正規雇用や長期的な雇用を実現するための制度を確立するとともに、地方創生推進交付金の拡充も含め必要な財源を確保する。
	14 予防接種制度の充実と財源措置	おたふくかぜ及びロタウイルスの2ワクチンについて、安全性を十分に検討した上で、早期にスケジュールを示し定期接種化する。定期接種について、必要とする国民全てが等しく接種できるよう全額国庫負担とする。
	15 社会保障・税番号制度の安全かつ円滑な運用に向けた支援	社会保障・税番号制度は国家的な情報基盤整備であることから、その運用等に必要な経費については、全額国庫負担とする。

<参考資料：平成29年度国の施策及び予算に関する提案(案)>



平成 28 年 6 月 3 日 開催
指定都市企画・財政担当課長合同会議
配 付 資 料 (抜 粋)

平成 29 年 度

国の施策及び予算に関する提案 (案)

平成 28 年 7 月

指 定 都 市

目 次

・ 提案事項	1
<税財政・大都市制度関係>	1
<個別行政分野関係>	2
・ 提案事項詳細説明	4
<税財政・大都市制度関係>	
1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正	5
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
2 大都市税源の拡充強化	6
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
3 国庫補助負担金の改革	7
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	8
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
5 多様な大都市制度の早期実現	9
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
<個別行政分野関係>	
6 児童福祉施策の拡充	10
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省・厚生労働省】	
7 県費負担教職員制度の見直しに伴う適切かつ確実な財政措置	11
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省】	
8 医療保険制度の抜本的改革	12
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
9 インフラ施設の長寿命化対策	13
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省・国土交通省】	
10 生活保護の更なる適正化及び生活困窮者支援に対する財政措置	14
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
11 介護保険制度の円滑な実施	15
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
12 訪日旅行の需要拡大及びMICE誘致推進のための環境整備	16
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省・国土交通省】	
13 正規雇用及び長期的な雇用につながる雇用施策の推進	17
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
14 予防接種制度の充実と財源措置	18
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
15 社会保障・税番号制度の安全かつ円滑な運用に向けた支援	19
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】	

[提案事項<税財政・大都市制度関係>]

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

真の分権型社会の実現のため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

また、地方公共団体間の財政力格差の是正を目的に導入された地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反している。地方公共団体間の財政力格差の是正は、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

2 大都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。

3 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

また、税源移譲されるまでの間、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきでない。

地方交付税総額については、歳出特別枠を堅持するとともに、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

また、地方の歳出削減努力によってもなお生ずる財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

さらに、地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、各地方公共団体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性の確保に努めること。

5 多様な大都市制度の早期実現

基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

[提案事項<個別行政分野関係>]

6 児童福祉施策の拡充

待機児童対策をはじめ、子ども・子育て支援新制度の充実、子育て家庭の経済的負担の軽減、児童虐待防止対策や社会的養護の充実、子どもの貧困対策の推進のため、財政措置の拡充など必要な措置を講ずること。

7 県費負担教職員制度の見直しに伴う適切かつ確実な財政措置

県費負担教職員の給与などの負担、定数の決定、学級編制基準の決定等、県費負担教職員制度に係る包括的な権限が指定都市に移譲されることに伴い必要となる財源について、現在道府県が提供している教育行政の水準を維持できるよう、教職員給与はもとより、移譲により生ずる事務関係経費を含めた所要額全額を適切かつ確実に措置すること。

また、移譲税源が平年度化するまでの間、移譲されるべき税源に不足が生じないよう、地方税制上の措置を講ずること。

8 医療保険制度の抜本的改革

国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度として再構築するため、国の責任において医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を実現すること。

なお、一本化が実現するまでの間は、国庫負担率の引上げなど国保の構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるとともに地方単独事業に係る国庫負担金等の減額措置を廃止すること。

また、医療保険制度改革に当たっては、指定都市とも十分な協議を行った上で制度設計を行うこと。

9 インフラ施設の長寿命化対策

国民の安全・安心の確保には、インフラ施設の適切な維持管理・更新等が必要不可欠である。今後、指定都市が所管するインフラ施設の多くが、建設後50年以上を経過し、老朽化が進むことから、計画的な維持管理・更新等に必要となる財源を確保するとともに、新技術などによるコスト低減手法の開発・支援に努めること。

10 生活保護の更なる適正化及び生活困窮者支援に対する財政措置

生活保護制度の更なる適正化を推進するため、生活保護費の全額国庫負担、貧困ビジネスの規制、最低限度の生活を保障した上での医療費の一部自己負担、返還金等の保護費からの調整等の必要な措置を、地方公共団体の意見を十分踏まえ、国の責任において講ずること。

また、ホームレスの自立支援などの施策を含む生活困窮者自立支援制度においても、各地方公共団体の実情に応じた効果的かつ実効性のある事業が実施できるよう十分な財政措置を講ずること。

11 介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度を円滑かつ安定的に運営できるよう、地方公共団体の意見を十分反映し、制度改正や介護報酬の改定等を行うこと。

特に、介護予防・日常生活支援総合事業については、全ての市町村が円滑に実施できるよう必要な支援を行うとともに、地域支援事業について、地域の実情に応じた多様なサービスが提供できるよう必要な財政措置を講ずること。

また、給付費の増大に伴い介護保険料が上昇しており、低所得者を中心に保険料や利用料の負担が重くなっていることから、更なる負担軽減策を実施すること。

さらに、介護従事者の人材確保に必要な対策を講ずること。

12 訪日旅行の需要拡大及びMICE誘致推進のための環境整備

訪日旅行やMICE誘致による経済効果の拡大を図るため、訪日外国人の受入環境の整備及びインバウンドを促進する取組はもとより、国際会議場や展示場の整備促進、ユニークベニューを受け入れる施設へのインセンティブの拡充、規制緩和等、地域の特性に即したMICE誘致が円滑に推進できるよう、引き続き十分な予算の確保と支援の拡充を図ること。

13 正規雇用及び長期的な雇用につながる雇用施策の推進

地域の持続的な発展を図るため、正規雇用や長期的な雇用を実現するための制度を確立するとともに、地方創生推進交付金の拡充も含め必要な財源を確保すること。

また、制度設計に当たっては地方公共団体との協議の場を設け、その意見を十分反映させること。

14 予防接種制度の充実と財源措置

おたふくかぜ及びロタウイルスの2ワクチンについて、安全性を十分に検討した上で、早期にスケジュールを示し定期接種化すること。その際には、ワクチンが十分供給されるように国が万全を期すこと。

また、定期接種については、国の責任において、必要とする国民全てが等しく接種できるよう全額国庫負担とすること。

あわせて、多種の混合ワクチンの導入や開発等により、予防接種を受ける子どもや保護者の通院等にかかる負担軽減を図ること。

15 社会保障・税番号制度の安全かつ円滑な運用に向けた支援

社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）は国家的な情報基盤整備であることから、その運用等に必要な経費については、全額国庫負担とすること。

また、情報セキュリティ対策については、引き続き国の責任において取り組むとともに、地方公共団体において継続した取組が実施できるよう、今後、必要となる経費についても補助制度を創設するなど、財政措置を講ずること。

あわせて、情報セキュリティインシデントに迅速かつ的確に対応できるよう、CSIRTの実効的な運用を確保するため、人的セキュリティの強化についても、積極的な支援を行うこと。